

## 議案第7号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われることから、交野市消防団員等公務災害補償条例についても政令と同様の改正を行うもの。

### 2. 条例改正の主な内容

#### ①第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円にそれぞれ引き上げる。

#### ②第5条第3項関係

扶養に係る補償基礎額の加算額を下表のとおり改正する。

なお、改正後は第1号が廃止されることから、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

条例第5条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額（日額）	100円	383円	217円			
令和8年度	加算額（日額）	廃止	433円	217円			

## 議案第7号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

## ③別表関係

非常勤消防団員等の補償基礎額を下表のとおり改正する。

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円 (12,900円)	14,170円 (13,700円)	15,000円 (14,500円)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300円)	12,500円 (12,100円)	13,340円 (12,900円)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700円)	10,840円 (10,500円)	11,670円 (11,300円)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

## 3. 施行日：令和8年4月1日

## ※経過措置

施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

4. 関連Webサイト：<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/596a02d139b0a253a045762fe2470bef4defddc0.pdf>

【総務省HP】非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見公募の結果の公示及び改正政令の公布



交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を_____、第2号から<u>第5号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につ</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から<u>第6号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につ</p>

新	旧																																						
<p>き 2 1 7 円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 1 7 円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>																																						
<p>別表</p>	<p>別表</p>																																						
<p>補償基礎額表（第 5 条関係）</p>	<p>補償基礎額表（第 5 条関係）</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>1 0 年未満</th> <th>1 0 年以上 2 0 年未満</th> <th>2 0 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>1 3, 3 4 0 円</td> <td>1 4, 1 7 0 円</td> <td>1 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>1 1, 6 7 0 円</td> <td>1 2, 5 0 0 円</td> <td>1 3, 3 4 0 円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>1 0, 0 0 0 円</td> <td>1 0, 8 4 0 円</td> <td>1 1, 6 7 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上	団長及び副団長	1 3, 3 4 0 円	1 4, 1 7 0 円	1 5, 0 0 0 円	分団長及び副分団長	1 1, 6 7 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 3, 3 4 0 円	部長、班長及び団員	1 0, 0 0 0 円	1 0, 8 4 0 円	1 1, 6 7 0 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>1 0 年未満</th> <th>1 0 年以上 2 0 年未満</th> <th>2 0 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>1 2, 9 0 0 円</td> <td>1 3, 7 0 0 円</td> <td>1 4, 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>1 1, 3 0 0 円</td> <td>1 2, 1 0 0 円</td> <td>1 2, 9 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9, 7 0 0 円</td> <td>1 0, 5 0 0 円</td> <td>1 1, 3 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上	団長及び副団長	1 2, 9 0 0 円	1 3, 7 0 0 円	1 4, 5 0 0 円	分団長及び副分団長	1 1, 3 0 0 円	1 2, 1 0 0 円	1 2, 9 0 0 円	部長、班長及び団員	9, 7 0 0 円	1 0, 5 0 0 円	1 1, 3 0 0 円
階級		勤務年数																																					
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上																																				
団長及び副団長	1 3, 3 4 0 円	1 4, 1 7 0 円	1 5, 0 0 0 円																																				
分団長及び副分団長	1 1, 6 7 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 3, 3 4 0 円																																				
部長、班長及び団員	1 0, 0 0 0 円	1 0, 8 4 0 円	1 1, 6 7 0 円																																				
階級	勤務年数																																						
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上																																				
団長及び副団長	1 2, 9 0 0 円	1 3, 7 0 0 円	1 4, 5 0 0 円																																				
分団長及び副分団長	1 1, 3 0 0 円	1 2, 1 0 0 円	1 2, 9 0 0 円																																				
部長、班長及び団員	9, 7 0 0 円	1 0, 5 0 0 円	1 1, 3 0 0 円																																				
<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその</p>	<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその</p>																																						

新	旧
<p data-bbox="286 288 636 320">者が属していた階級による。</p> <p data-bbox="264 344 1070 515">2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>	<p data-bbox="1178 288 1527 320">者が属していた階級による。</p> <p data-bbox="1155 344 1962 515">2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。</p>